★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！

令和8年9月発行　No.8-10（家きん）

彩の国 埼玉県



家畜衛生だより

埼玉県川越家畜保健衛生所
電 話 ：049-225-4141
（夜間、土日祝日は緊急携帯に転送）
ＦＡＸ：049-226-9653
Ｅメール：r254141@pref.saitama.lg.jp

自己点検で対策の再確認を！

今年度も、飼養衛生管理者（飼育者）による飼養衛生管理基準の遵守状況の全国一斉点検を実施します。
　ペットとして鶏、あひるなどを飼育している場合でも全国一斉点検の対象です。

　令和8年10月～令和9年5月までの毎月初めに、下記7項目について自己点検し、その結果を**家畜保健衛生所に御報告**ください。

【点検項目】
① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
⑦ ねずみ及び害虫の駆除

【報告方法】
メール、FAX、電話または飼養衛生管理等支援システム
※1　メール・FAXの場合、別紙報告様式を御利用ください。
※2　メールの場合、様式を参考に、「①〇②〇③－」のように本文に記載いただいても構いません。

【報告期限】
10月～翌5月までの間、毎月10日までに御報告ください。

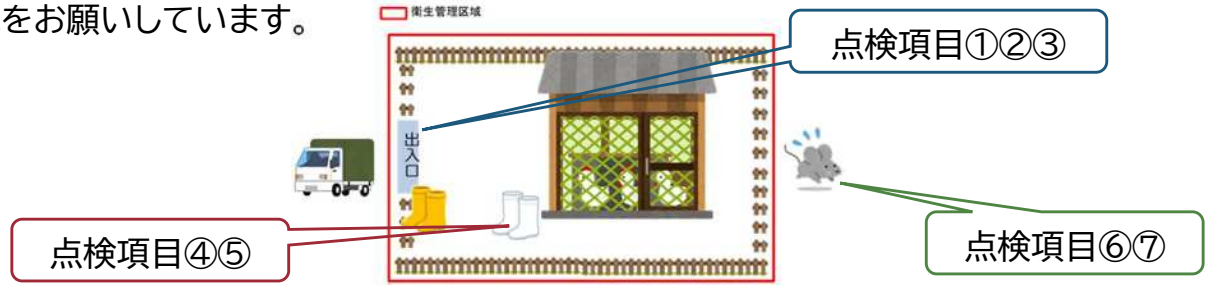
自己点検チェックのポイント

★ 屋内で飼養している場合
- ①～③、⑤、⑥はすべて「ー(該当しない)」
- ④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「〇」
- ⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「〇」

★ 屋外(飼育小屋など)で飼育している場合
- ①④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「〇」
- ②は清潔な衣服および靴を着用していれば「〇」
  ☞野鳥に接するような場所に出かけた後は、衣服及び靴を交換または消毒してから世話をしましょう。
- ③は車の進入がない、またはできない場所で飼育している場合は「－」
- ⑤は家きん舎に人が入れない構造(ペットケージ等)で飼育している場合は「ー」、入れる構造の場合は家きん舎の入口で専用靴に履き替える、もしくはシューズカバーを着用している、または靴を消毒しているのであれば「〇」
- ⑥は飼育小屋等に野生動物侵入防止のための措置をしており、適宜点検や修繕を実施していれば「〇」
- ⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「〇」

飼養衛生管理基準とは？

家畜の所有者が守らなければならない衛生管理の基準のことです。家畜伝染病予防法では家きんを1羽以上飼育している方に遵守を義務付けています。特に重要7項目について、点検実施をお願いしています。



異状の早期発見・早期通報をお願いします！

★ 毎日、健康状態をよく観察してください。
★ 死亡羽数の増加、産卵率低下、元気消失など、<u>少しでもいつもと違う様子がみられた場合</u>、**すぐに家畜保健衛生所に御連絡ください。**


トサカの変色・顔の腫れ


死亡


元気消失

（別紙）

宛　先：埼玉県川越家畜保健衛生所　畜産支援･安全対策担当
ＴＥＬ：049-225-4141
ＦＡＸ：049-226-9653
メール：r2541412@pref.saitama.lg.jp

住所（市町名）

氏名

飼養家きん　　鶏･あひる（合鴨）･肉養鶏･うずら･きじ･だちょう（エミュー）･ほろほろ鳥･七面鳥

飼養場所　　屋内･屋外･その他（　　）

【ご注意】
点検を実施した月にご提出ください。
（例）10月1日～9日に点検実施→10月分として10月10日までに提出

飼養衛生管理基準の自己点検チェック表 【　　月分】

チェック欄には、遵守していれば「○」、していなければ「×」、 該当しない項目は「ー」を記入してください。

項　目	チェック欄
① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	
⑦ ねずみ及び害虫の駆除	

★　メール、FAXまたは電話により、**毎月10日まで**に御報告ください。

NEW 新体制となりました



8月末で中央家畜保健衛生所が廃止されたことに伴う9月1日付け人事異動により、以下のとおり新体制となりました。

これに伴い、定期報告等の飼養衛生管理基準に関する業務は畜産支援・安全対策担当が担当します。 どうぞよろしくお願いいたします。

役職・担当名		新体制（元の所属）	
所長		馬場　未帆	
副所長		福田　昌治	
総務担当	主任	清水　純一朗	
家畜防疫担当	担当部長	加島　恭美	中央家畜保健衛生所
	担当課長	齊藤　史門	
	担当課長	杉山　香奈	中央家畜保健衛生所
	主任	小泉　梓	
	主任	成田　将之	
	主任	木下　耕一	
	専門員	山品　恒郎	中央家畜保健衛生所
畜産支援・安全対策担当	担当部長	佐竹　吉人	
	担当部長	山本　信義	
	担当部長	平田　圭子	中央家畜保健衛生所
	担当課長	春山　優唯	家畜防疫担当（所内異動）
	主任	石原　径佳	
	主任	宇賀神　ひかる	家畜防疫担当（所内異動）
	主任	守屋　由貴	中央家畜保健衛生所
	主任	鈴木　結乃（育児休暇）	中央家畜保健衛生所
	技師	大森　香葉	家畜防疫担当（所内異動）
	技師	矢島　裕介	家畜防疫担当（所内異動）